

川口市監査告示第 38 号

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

民法96条1項類推適用による判明成分取消後の、委託料不当利得返還請求権行使不作为による国に対する不当利得返還元本債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行

〈求める措置〉

民法96条1項類推適用による判明成分取消後の、委託料不当利得返還請求権行使不作为による国に対する不当利得返還元本債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行に対する損害賠償請求権行使

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補

正)」が提出されたため、同月１８日に所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

５ 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第１９９条の２の規定による除斥の対象とならない。

第２ 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第２５２条の４３第９項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第２４２条第１項の請求であったものとみなすこととした。

第３ 監査の実施

１ 監査対象事項

監査対象事項を、民法９６条１項類推適用による判明成分取消後の委託料不当利得返還請求権不行使による国に対する不当利得返還元本債務及び１０年間の時効が成立するまでの法定利息支払債務の不履行とした。

２ 監査対象部局

監査対象部局を川口市保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求の要件を審査した結果、法第242条に規定する要件を具備しないものと認め、監査を実施しないことと判断する。

以下、判断（要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

1 判断

（1）財務会計上の行為について

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「民法96条1項類推適用による判明成分取消後の委託料不当利得返還請求権不行使による国に対する不当利得返還元本債務及び10年間の時効が成立するまでの法定利息支払債務を履行しない」ことを財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人の主張が住民監査請求の要件である財務会計上の行為に当たるかどうかという点について、検討する。

この点について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和30年法律第179号)は、第17条第1項で「各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」と規定し、また、第18条第1項で「各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない」と規定し、そして、第24条の2で「補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第2章及び第3章の規定は、適用しない」と規定する。

そうすると、補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政処分に該当すると解される。

行政処分について、最高裁判所は「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものであることは、当裁判所の判例とするところである。そして、かかる行政庁の行為は、公共の福祉の維持、増進のために、法の内容を実現することを目的とし、正当の権限ある行政庁により、法に準拠してなされるもので、社会公共の福祉に極めて関係の深い事柄であるから、法律は、行政庁の右のような行為の特殊性に鑑み、一方このような行政目的を可及的速かに達成せしめる必要性と、他方これによって権利、利益を侵害された者の法律上の救済を図ることの必要性とを勘案して、行政庁の右のような行為は仮りに違法なものであっても、それが正当な権限を有する機関により取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるものである」と判示している(最高裁昭和39年10月29日判決参照)。

これを本件についてみると、請求人は「民法96条1項類推適用による判明成分取消後の委託料不当利得返還請求権不行使による国に対する不当利得返還元本債務及び10年間の時効が成立するまでの法定利息支払

債務を履行しない」ことを財務会計上の行為として主張するが、国が川口市に対して委託料を補助対象事業として認め、支出した補助金については、各省各庁の長が補助金の交付の決定等を取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるものであると解される。

そうすると、関係文書等により確認した限りにおいて、各省各庁の長が川口市に対する補助金の交付の決定等を取り消した事実は認められず、川口市が国に対して民法（明治29年法律第89号）第703条に規定する「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした」という事実も認められない。

したがって、請求人の主張する財務会計上の行為は存在しないことから、本件請求は、不適法な請求であるといわざるを得ない。

（2）まとめ

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。